

令和元年10月
関西広域連合議会第15回
防災医療常任委員会会議録

令和元年10月関西広域連合議会第15回防災医療常任委員会会議録 目次

令和元年10月19日

1	開催日時・場所	1
2	議 題	1
3	出席委員	1
4	欠席委員	1
5	事務局出席職員職氏名	1
6	説明のため出席した者の職氏名	2
7	会 議 概 要	3

1 開催日時・場所

開会日時 令和元年10月19日

開催場所 関西広域連合本部事務局 大会議室

開会時間 午後1時27分

閉会時間 午後3時20分

2 議 題

(1) 広域防災

報告事項

- ・「令和元年台風19号」の対応等について

調査事件

- ・広域防災の推進について
 - ・「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編及び風水害対策編）」の改訂について
-

3 出席委員 (18名)

2番	山本	正	20番	猪奥	美里
3番	川島	隆二	24番	浦口	高典
6番	林	正樹	27番	興治	英夫
7番	迫	祐仁	28番	岡	佑樹
11番	垣見	大志朗	30番	庄野	昌彦
12番	大橋	一功	32番	中村	三之助
13番	上島	一彦	33番	西	徳人
15番	和田	有一朗	37番	西村	昭三
16番	黒田	一美	39番	安井	俊彦

4 欠席委員 (1名)

25番 井出 益弘

5 事務局出席職員職氏名

議会事務局長	千代	博
議会事務局次長兼議事調査課長	高宮	正博
議会事務局総務課長	井野	健三郎

6 説明のため出席した者の職氏名

(1) 広域防災

広域連合長	井 戸	敏 三
広域連合委員（広域防災副担当）	久 元	喜 造
広域連合副委員（広域防災副担当）	村 井	浩
本部事務局次長	明 見	政 治
広域防災局長	早 金	孝
広域防災局防災参事（神戸市）	山 平	晃 嗣
広域防災局次長	森 田	克 彦
広域防災局防災計画参事	計 倉	浩 寿
広域防災局防災拠点参事	藤 森	龍
広域防災局広域企画課長	平 田	正 教
広域防災局防災課長	松 久	士 朗
広域防災局災害対策課長	中 道	一 義
広域防災局訓練課長	吉 野	泰 司
広域防災局参与（滋賀県）	嶋 寺	源 一
広域防災局参与（京都府）	藤 森	和 也
広域防災局参与（大阪府）	橋 本	正 司
広域防災局参与（徳島県）	折 野	好 信
広域防災局参与（京都市）	森 元	正 純
広域防災局参与（大阪市）	蕨 野	利 明
広域防災局参与（堺市）	大 丸	一
広域防災局課長（奈良県）	中 西	秀 人
広域防災局課長（和歌山県）	福 田	充 宏

7 会議概要

午後1時27分開会

○委員長（川島隆二） 皆さん、少し早いですがおそろいでございますので、これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催いたします。本日は、最初の委員会になりますので一言ご挨拶を申し上げます。

防災医療常任委員会の委員長を拝命いたしました、滋賀県の川島隆二でございます。この委員会に関しましては、命を預かる委員会でもありますので、皆さんの活発な議論を展開していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、副委員長をご紹介します。大阪市会の西徳人副委員長でございます。

○副委員長（西 徳人） 防災医療常任委員会の副委員長を拝命いたしました、大阪市の西徳人でございます。委員諸氏の先生方もご尽力をいただきまして、川島委員長とともに円滑な議会運営に力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○委員長（川島隆二） まず、本委員会の委員の異動についてのご報告をさせていただきます。徳島県議会選出の榎本委員が議員辞職をされ、新たに岡佑樹議員が選出され、本委員会の所属となりました。本日、出席されておられますので、ご紹介させていただきます。

○岡委員 徳島県議会の岡でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（川島隆二） 本日、井出委員は欠席でございます。なお、理事者側の出席者については、お手元に配付しております名簿をもちまして、ご覧おき願いたいと存じます。

それでは、議事に入ります。本日の案件は、「令和元年台風19号への対応等」、「広域防災の推進」及び「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編及び風水害対策編）の改訂」についての3件であります。

時間は、全体として2時間程度を見込んでおります。終了予定時刻は、15時30分を目途としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、本日出席の連合長、連合委員及び副委員にご挨拶をいただきたいと思っております。

まず、最初に井戸広域連合長から、ご挨拶をいただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、先般の台風19号により犠牲となられました方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りしています。

この台風19号は、12日から13日にかけて中部、関東、甲信越、東北に記録的な大雨をもたらし、一時は13都県に大雨特別警報が発表され、極めて広範囲に土砂災害や河川の氾濫等により、甚大な被害が発生しました。現在、関西広域連合では特に被害の大きい6県に対しまして、被害状況や支援ニーズの把握のため先遣隊を被災地に派遣しております。今後、先遣隊が把握した情報に基づき関西広域連合構成団体が一体となって、必要な支援を行ってまいります。関西広域連合では近年激甚化する気象災害等の大規模な広域災害に備えて、関西防災・減災プラン関西広域応援・受援実施要綱等を策定し、毎年度、関西広域

応援訓練などを実施し、実効性を高めてまいりましたが、改めまして新たな課題に対する対策についても推進してまいります。

昨年の大阪府北部地震では、朝の通勤・通学時間帯に地震が発生し、通勤・通学者が一時滞留するなどし、帰宅困難者が発生しました。広域連合では、構成団体、鉄道事業者、関係団体等の官民で構成する協議会で、帰宅困難者対策につきまして総合的な対策を検討し、各機関の役割、対応手順をオペレーションマップタイムラインとして整理するなど、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を本年9月に策定しております。

また、外国人観光客対策につきましても帰宅困難者対策と合わせて必要な対策を取りまとめております。今後は、これに基づき外国人観光客が、災害時に必要な行動をとることができるよう平日から多言語による災害関連情報の発信などの取組を関西観光本部等との連携により進めてまいります。

昨今の激甚化大規模広域化する災害に対処するためには国を挙げた対応が必要であります。過去の災害の経験教訓を活かした事前のシナリオの作成や、首都機能のバックアップ体制の整備が欠かせません。そのため関西広域連合では、事前防災から復旧、復興までの一連の災害対策を担い、東京の他関西等にも拠点を持つ双眼的組織である防災庁の創設を強く提言して、国民的な機運情勢を図るためにも訓練や展示会等の防災イベントへの出展や、シンポジウムセミナーの開催などによる啓発活動を取り組んでまいります。今後とも広域防災を担当する兵庫県、奈良県と神戸市が中心となり、関西全体の防災力を高める所存でありますので、委員各位のご指導をよろしくお願い申し上げます。

まず、私からのご挨拶とさせていただきます。

○委員長（川島隆二） 続いて、久元委員をお願いいたします。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） 広域防災副担当を仰せつかっております神戸市長の久元喜造でございます。

台風19号によりお亡くなりになられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

25年前に大きな災害を経験した神戸市といたしましても、職員の派遣、災害廃棄物の処理、市営住宅の提供など可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。一方、神戸市におきましても、昨年の7月豪雨や台風21号で大きな被害を受けました。この被害につきまして検証を行い、今後の対策といたしまして、防潮堤等の補強、かさ上げを行う高潮対策や避難所の空調整備など、災害に強いまちを目指した取組を進めております。今後とも南海トラフ地震の発生やスーパー台風の襲来など、さまざまな大規模災害が起こることが予想されますが、関西全体で一丸となった関西の防災力の向上を行うことができるよう、関係構成府県市と連携を密にし取り組んでまいります。広域防災副担当といたしまして広域防災担当の井戸連合長を補佐し全力で取り組んでまいります。

ありがとうございました。

○委員長（川島隆二） 続いて村井副委員をお願いいたします。

○広域連合副委員（広域防災副担当）（村井 浩） 奈良県副知事の村井でございます。

当県は広域防災分野の副担当を神戸市さんと共に承っております。近年は、毎年のように100年に一度とか、あるいは未曾有と言われるような災害が発生しております。先般の台風19号によります被害者の皆様、あるいは地域の皆様方にお見舞いと一日も早い復旧・

復興をお祈り申し上げたいと思います。

本県は、担当といたしまして27年度からの関西広域連合の構成府県市、あるいは交通事業者などの民間事業者で構成されました帰宅支援に関する協議会において、いろいろな検討を進めてまいりましたけれども、この今年9月に「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を策定をいただきました。これまでのところ、このガイドラインのうち災害時の外国人観光客対策についてというところ、特に重点を置いて作業をしてまいりましたけれども、外国人観光客への情報提供というところ、これは特に重要になっておると考えております。関係団体との連携強化、あるいは情報提供手段などについて、今後関西全体で取り組むべき内容が示されておりますけれども、これを引き続いて推進してまいりたいと思います。

今のラグビーワールドカップを皮切りにいたしまして、ゴールドenspportsイヤーズが始まりまして、外国人の観光客の方の増加が見込まれております。ますますこの対応、対策を充実させることが必要だと考えております。

これを含めまして関西全体の防災力向上に引き続き尽力してまいりますので、委員会各位のご指導・ご助言をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（川島隆二） ありがとうございます。それでは最初に、「令和元年台風19号への対応等」について、早金広域防災局長から報告をお願いいたします。

○広域防災局長（早金 孝） それでは資料に基づきまして着座にてご説明させていただきます。

資料1枚ものを配付させていただいております。令和元年台風19号への対応等についてをご覧ください。10月6日に発生した台風19号は非常に強い勢力を保ったまま、12日の19時前に伊豆半島に上陸をいたしました。強い台風の接近に伴いまして、西日本から東日本の太平洋側を中心に激しい雨が降り、12日から13日にかけて群馬県、埼玉県、東京都をはじめ13都県において大雨特別警報が発表されたところでありまして、ご案内のとおり東北、関東甲信越地方で甚大な被害が発生しております。

(2) にありますとおり広域連合構成団体及び連携県の被害状況につきましては、この表に記載のとおり、幸いなことにそれほど大きな被害が出ておりません。死者、行方不明者等は人的にはありませんし、重症1、軽傷34ということでございます。一方、住家被害、右側ですけれども、これにつきましても全壊、半壊はございません。一部損壊がトータルで7、床上浸水、床下浸水につきましては、奈良県、三重県において一部ございまして、31、23、それぞれ計上されております。

一方、(3) にございますように広域連合管外の我が国の全体の、管外というか、含めた被害状況でございますが、これは昨日、10月18日現在、消防庁が取りまとめたものを整理したものでございます。甚大な被害を受けております。6県の他、その他を合わせまして合計で、38の都道府県において被害が出ております。死者、人的被害は65名ということですが、これはマスコミ報道とは少し異なっておりますけれども、行政機関から消防庁に報告された数値とご理解いただけたらと思います。重症、軽傷記載のとおりでございますが、右側の住家被害につきましても全国で67の全壊、半壊が231ということでございますが、特に床上浸水、床下浸水という浸水被害が甚大な数に上っております。今後これについては移動があるものと理解しております。

裏面をご覧ください。関西広域連合の対応でございます。

発災直後、12日土曜日の朝6時50分に関西広域連合の対策準備室を設置いたしまして、準備態勢を整えたところでございます。14日の月曜日に関西広域連合の災害対策支援本部を設置いたしまして、調整会議を開催し、カウンターパートによる調査の実施を決定いたしました。

(2)にございますように、被害が大規模、広範にわたりますことから関西広域連合の構成団体が分担をいたしまして、被災状況、または被災支援ニーズなどを把握するためにカウンターパート方式によって分担をし、被害程度が大きいと想定される6県に対して現地調査を実施いたしました。派遣期間につきましては15日から既に行っております。20日、明日まで行って調査をする予定としておりまして、その結果を踏まえて今後の対応を協議したいと思っております。

②にありますようにカウンターパートの割り振りでございますが、左にありますように被災程度の大きい、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、長野といった各県に対しまして、調査団体としまして、関西広域連合の構成府県が記載のように担当しております。宮城県においては滋賀県が担当するという形で、今、現在現地において調査をしているところでございます。

③にありますように、調査内容は県や市町村の、被災市町村の災害対策本部の体制がいかか。あるいは物資の確保の状況はどうか、また避難所の設置運営状況や、今後、家屋被害調査が必要になってきますので、その体制やボランティアの受入体制等について調査することとしております。

なお、②のカウンターパート先の表の右側に明朝体で記載しておりますのは参考としております。これは総務省が昨年から運用を開始されました「被災市区町村応援職員確保システム」というようなものでして、罹災の市区町村に対して都道府県、または政令市が対口方式によって支援するという事で、総務省のほうから連絡を受けて支援要請を受けているものを記載しております。例えば、それ直近ですけれども福島県においては、須賀川市に大阪市、南相馬市に神戸市、伊達市に京都府というような形で支援に入っているところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（川島隆二） ただいまの報告についてご発言があれば挙手願います。よろしいでしょうか。

発言もないようでありますので、本件については、これで終わります。

続きまして、「広域防災の推進について」を議題といたします。広域防災の取組状況について、早金広域防災局長から説明をお願いいたします。

○広域防災局長（早金 孝） 引き続き着座にて説明させていただきます。資料1をご覧ください。広域防災の推進についてご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして2ページをお願いいたします。

広域防災局の役割といたしまして大きく4つの柱で整理しております。一つ目は、「防災計画等の策定・運用」でございます。大規模災害時に広域連合が取るべき対応方針を体系化した関西防災・減災プラン、そして同プランに基づきまして、応援・受援にかかる実施体制や活動手順等を示した関西広域応援・受援実施要綱、更に南海トラフ地震発生当初

の初動緊急対応期における行動マニュアル、南海トラフ地震緊急対応マニュアルを策定し運用しています。

2つ目は、「応援・受援の調整」でございます。大規模広域災害発生時にはプラン、要綱に基づきましてプランカウンターパート方式による支援など、広域的な応援・受援の調整を行います。

そして3点目は、「関係機関団体との連携」です。大規模広域災害に対処するため、関東、九州、中国、四国といった広域ブロックや、また国、実働機関、民間団体等々と連携を進めてまいります。

4点目は、「防災・減災事業の展開」でございます。広域応援訓練、防災人材の育成事業、また、帰宅困難者対策等の事業を実施しています。

以下、この4点につきまして、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。まず、1点目の「防災計画等の策定・運用」についてでございます。関西防災・減災プランとして表に記載している4つの分野別にプランを策定しています。地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編の4つでございます。平成26年6月に、この4つの分野のプランの策定が完結いたしました。災害対策基本法の改正であるとか、その後の広域連合としての被災地支援等を踏まえまして順次改訂を行っています。今年度は総則編及び地震・津波災害対策編と風水害対策編の改訂を予定しております。改訂内容につきましては、この後の議事におきまして改めてご説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。4ページ以降にそれぞれのプランの骨子を記載しています。まず、地震・津波災害対策編でございます。災害の備えには関係機関や団体等と平時からの連携として、行政機関、民間、ボランティアなどとの連携を深めていくこと、また防災・減災事業の展開としては、訓練や研修などを実施することを定めています。災害への対応としては実際に災害が起こったとき、フェーズごとにどう対応するかを定めています。初動期は広域連合として情報収集を図るため緊急派遣チームの派遣、または現地支援本部等の設置などを実施いたします。応急対応期におきましては、緊急物資または応援要員等の派遣調整を行います。復旧・復興期におきましては、被災自治体で多様な復興業務が生じますため、被災地ニーズに応じた支援を行います。右のオペレーションマップは、広域連合が効果的な応援・受援を実施するため、被災市町村や被災県、国、応援府県などがどのような動きをするのかを災害対応項目ごとに一覧表で示します。

5ページをお願いします。風水害対策編でございます。風水害は気象情報によりまして事前の対応が可能です。そういったことも踏まえて作成します。例えば、災害への備えの2の(4)にありますように、事前対応計画、タイムラインの検討でございます。これは発災時間を想定しながら事前にどのような対応が必要かを考えておこうというものであります。そのほか4に、住民避難の実効性、向上としてハザードマップの作成、避難勧告等の発令基準の策定などを記載しています。右側の災害への対応は、準備態勢として対策準備室等の設置、災害発生直前の対応として早期の避難勧告等の発令や事業者等への働きかけなどについて示しています。

6ページをお願いいたします。原子力災害対策編でございます。災害への備えとして原子力事業者との情報連絡体制の構築に向けた覚書の締結や、また専門家の活用体制の整備

などを記載しています。災害への対応としてはモニタリング情報の共有、または国が設置する原子力災害合同対策協議会への参画、または広域避難の実施調整などを示しています。

7ページをお願いいたします。感染症対策編でございます。新型インフルエンザ等にかかるものと、そして鳥インフルエンザや口蹄疫等、家畜伝染病にかかるもの、この2つに分けて策定しています。まず、新型インフルエンザ等についてですが、平成21年にメキシコで確認された新型インフルエンザが世界的大流行となり、我が国では神戸市で第1例が発生いたしました。新型インフルエンザ特措法に基づき策定された国の行動計画や、また各府県の行動計画を踏まえまして策定をしています。実施体制をはじめとする6項目につきましては、各種計画との整合を図りながら策定します。

8ページをお願いいたします。感染症対策編の鳥インフルエンザ・口蹄疫、豚コレラ等、いわゆる家畜伝染病にかかる部分でございます。これらは封じ込めを図るため、いかに迅速に対応するかが重要であります。関係機関と連携し早期通報体制の整備、初動防衛に必要な人員の確保などの備えを充実する、させるとともに、発生・まん延時の段階的な対応体制を整備し、関西圏域における人員・資材の応援・受援などを定めています。

9ページをお願いいたします。関西広域応援・受援実施要綱についてです。防災・減災プランに基づきまして実際に業務を行うに当たり、どのような手順を踏んでいくのかを整理したものでございます。関西圏域内で震度5強以上の揺れが観測された場合は、対策準備室を設置し準備態勢を整え、震度6弱以上の場合には早急に緊急派遣チームを派遣することとしています。関西圏域以外では、震度6弱以上で対策準備室の設置、震度6強以上で緊急派遣チームを派遣することとしています。

②の応援・受援対策の確立ですが、災害の規模をレベル1からレベル5に区分し、それぞれの災害の規模に応じた応援・受援体制を確立することとしています。

10ページをお願いいたします。南海トラフ地震応急対策マニュアルについてでございます。関西広域応援・受援実施要綱の細目として、災害時における行動をマニュアル化したものです。タイムライン形式で全体の流れを俯瞰し、被災府県、応援府県市、広域連合の3区分でまとめます。応援・受援の方針はカウンターパートの決定を待つことなく、被災規模が大きいと想定される県に対し、緊急派遣チームを派遣し情報収集を開始、そして現地支援本部を設置、被災自治体との連携強化や迅速なニーズ把握を行います。

11ページをお願いします。2点目の「応援・受援の調整」でございます。その1は東日本大震災の対応です。平成23年3月11日に発生した東日本大震災、発災直後から広域連合として活動を開始いたしました。3月13日緊急の広域連合委員会を開催し、記載の4項目を緊急声明とし発表いたしました。合わせてカウンターパート方式での支援、そして現地の連絡所の開設などを決定いたしました。

12ページをお願いいたします。カウンターパート方式による支援は、ご案内のとおり構成団体ごとに担当する府県、被災県を決めて支援を実施するというものです。迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援ができる効果的な手法と考えています。

13ページをお願いいたします。主な支援内容は、物的支援としてアルファ化米、飲料水、毛布等を送りました。構成団体から職員を派遣し、累計で約55万人に上ります。当初は1週間単位の単位派遣でしたが、現在は中長期派遣として土木職などの職員計111名が派遣されています。構成府県への被災避難者の受入れにつきましては、現在1,842名、ピーク

時には4,754名でございました。

14ページをお願いいたします。この14ページ、15ページにつきましては熊本地震への対応、更に16ページには鳥取県中部地震への対応を記載しておりますが、それぞれの説明については割愛をさせていただきます。

それでは、17ページをお願いいたします。昨年6月18日大阪北部を震源とする地震が発生し、最大震度6弱を観測、大阪府をはじめ関西圏で大きな被害が発生いたしました。出勤時間帯で発生ということで、通勤・通学者にも大きな影響が出たところがございます。

18ページをお願いいたします。広域連合としては、物的支援として大阪府内の8つの市にブルーシートを配付したほか、人的支援として避難所運営チーム、あるいは家屋被害認定などにかかる職員など、のべ401名の応援職員を派遣いたしました。

19ページをお願いいたします。これは平成30年7月豪雨への対応です。昨年の6月の28日以降の台風7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に広い範囲で豪雨となり甚大な被害が発生しました。関西広域連合では、特に被害の大きかった岡山県、広島県、愛媛県に対しカウンターパート方式による支援を行いました。

20ページをお願いいたします。各県にそれぞれ現地支援本部を設置し、記載のような形で支援を行いました。

また、21ページをお願いいたします。人的支援といたしましては、避難者運営や家屋被害認定調査等について、のべ3,000人を超える応援職員の派遣を行いました。

22ページをお願いいたします。3点目の「関係機関・団体との連携」についてでございます。大規模災害への備えに万全を期すため、各ブロックとの応援・受援の仕組みを確立しようとするもので、表に記載のように九州地方自治会、関東九都県市、中国地方知事会、四国知事会等と協定を締結しています。

23ページをお願いいたします。民間事業者との連携推進です。災害時における応援・受援業務を円滑に行うため、表に記載のとおり民間事業者と協定を締結し連携を図っています。

24ページをお願いいたします。4点目、4つ目の端にある「防災・減災事業の展開」でございます。まず、災害時の物資供給の円滑化の推進でございます。大規模災害時に課題となる物資の確保、また一時拠点での物資の滞留により、被災へ物資が届かないといった課題解決に向けまして、民間物流事業者・流通業者等の参画を得まして、「緊急物資円滑供給システム」を構築いたしました。このシステムの特徴の一つは、民間事業者のノウハウを活かした組織づくりで、構成団体の災害対策本部内に物流専門組織を立ち上げ、そこにトラック協会や倉庫協会といった方々に参画をいただき、手配等をお願いするというものでございます。

25ページをお願いいたします。災害時の円滑な物質供給を実現するため、民間団体や事業者等にも参画をいただきまして、関西災害時物質供給協議会を平成29年1月に設立いたしました。災害時はもちろん常時からの備えとして訓練なども行うこととしておりまして、先ほどご説明いたしました関西広域応援・受援訓練でも民間事業者と連携を図ることとしております。

26ページをお願いいたします。帰宅困難者対策でございます。官民連携組織の「帰宅支援に関する協議会」において検討を行い、本年の9月6日、「関西広域帰宅困難者対策ガ

イドライン」を策定いたしました。行政機関にとどまらず、民間の関係機関が取り組むべき対策も含めまして、帰宅困難者対策を総合的に示しています。昨年大阪府北部地震の教訓を踏まえ、発災時間帯に応じた行動ルール等を示し、企業等の事業継続計画等に盛り込むことを提示しています。また、発災直後からの関係機関における帰宅困難者対策の標準形としてオペレーションマップタイムラインを作成いたしました。

27ページをお願いいたします。帰宅困難者対策の全体のイメージです。発災直後の一斉帰宅の抑制、これを基本に可能な限り「自助」を前提としながらも、「共助」も含めた総合的対策を講じることとしています。

28ページをお願いします。災害時帰宅支援ステーション事業でございます。大規模災害発生時、帰宅困難者に対して協定を締結している事業者の店舗等におきまして、水道水、トイレ、道路情報などを提供いただくものです。現在、コンビニエンスストアなど登録店舗数は1万1,000店舗を超え、各店舗にはこの記載の右のステッカーを掲出いただいています。

29ページをお願いします。外国人観光客対策でございます。外国人観光客は、災害の基本的知識や、また、土地勘が不足しているといったようなこと、また、避難行動が取れない場合があります。また、日本語でのコミュニケーションも困難な場合があるため、特性を踏まえた支援が必要となります。そこで先ほどご紹介いたしました。帰宅困難者対策ガイドラインの別冊として、この外国人観光客対策を取りまとめました。その中で、平常時から災害関連情報の入手手段の確保や周知を行う必要性とか、あるいは外国人観光客に提供が必要となる災害関連情報について示しています。

30ページをお願いいたします。外国人観光客の事前対策、平常時の対策としては、一つは鉄道事業者など民間事業者も含めた関係機関との協力体制の構築や、また外国人観光客への対応訓練といった一時避難対応が必要です。また、発災時の対応としては多言語での災害関連情報の伝達や誘導といった、外国人観光客の安全確保のための対応が必要となります。

31ページをお願いいたします。広域応援訓練の実施についてです。緊急物資供給の応援・受援調整などを行います。関西広域応援図上訓練を行います他、32ページをお願いいたします。こちらは関東の9都県市との相互応援協定に基づきます合同防災訓練であります。関西広域連合の訓練内容といたしましては、2、緊急物資の輸送訓練を行っております。

33ページをお願いします。防災人材育成事業です。平成23年度、広域連合の発足当初から継続している事業ですが、表に記載のとおり基礎研修、災害救助法の実務研修、家屋被害認定研修など、それぞれ担当県を決めて実施しているところでございます。

34ページをお願いいたします。関西電力や、これは原子力災害への取組でございます。関西電力が日本原子力発電など、原子力事業と安全確保に係る覚書を締結いたしますほか、国に対して住民の安全確保の観点から数々の申し入れを行っております。

35ページをお願いいたします。原子力災害発生時に広域連合の役割として重要なことは、広域避難をどう調整するかということでもあります。そのガイドラインを策定しているところでございます。福井県若狭湾の原発の30キロ圏内の住民のうち約30万人を関西圏全体で受入れることとし、避難元及び避難先の市町のマッチングを行いますとともに広域避難

の手順を具現化しています。広域避難計画、広域避難ガイドラインの実効性確保を図るために、原子力災害を想定した県境をまたぐ広域避難訓練を実施しており、今年度も8月の30日から31日にかけて福井県の住民が兵庫県に避難する訓練を実施したところでございます。

36ページをお願いいたします。最後に、防災庁の創設提案についてです。国難レベルの大規模災害に備えるためには、事前防災から復興までの対策を一元的に担うとともに、首都機能のバックアップ体制の整備が必要であります。平成29年度に学識者等による懇話会による検討結果を報告書に取りまとめました。その内容をもとに国への提案や、全国知事会による緊急提言のほか、シンポジウムの開催などを行ってまいりました。引き続き関西から防災庁創設の機運を盛り上げてまいります。

雑駁な説明ですが、以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（川島隆二） それでは、質疑に移ります。ご発言があれば、挙手願います。どうぞ。

○安井委員 神戸の安井でございますが、ちょっとタイミングがずれて恐縮でございますが。

この19号、関東地方、福島の皆様方大変なご苦勞をされ、本当に同情を持ち、一刻も早い復興をお祈りいたしますと同時に、私はこの規模の、歴史的なこの規模の台風、そして豪雨が来たときに、果たして関西全域でどれぐらいの被害が出たのだろうか、あるいはまたどういう構えができたのか、小さく言えば、私は神戸の東灘というところでお世話になっておりますが、石屋川が持ち堪えたのか、住吉川が持ち堪えたのかという、そういう意味で非常に恐怖心をもっておるのですが、広域防災局長におかれては、これらのことについて関西で、例えば大阪を中心にしてこの規模が来たときにどのぐらいの被害が出るのか、あるいはどれぐらい持ち堪えることができるのかというようなことのシミュレーション何かを考えてみたというようなことはございませんか。

○委員長（川島隆二） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 早速に、まだ関西広域全体としての取り組みまでは至ってませんが、県土整備部長に同規模の災害というか、大雨が降ったときに兵庫県の河川がどれぐらい耐えられるのか、あるいはもしかするとどこが決壊可能性があるのか、そういう意味でのシミュレーションもすぐにやるように命じております。まだ、結果が出てきてませんが、彼ら専門家に言わせると「ずたずたでしょう」と、と言いますのは、年間の降雨量の3割とか、4割が2日間で降っているわけですので、これに耐えられるような対応ができていた河川というのはほとんどないはずであります。ただ、神戸の六甲山から瀬戸内海に流れている河川につきましては、大抵100年に1回の降雨量に耐えられる河川になっているところが多いものですから、かなりの安全度が高いという認識をしています。ただ、残念ながら北側の、六甲山の北側の美嚢川ですとか、あるいは大沢川あたりは、そこまで30分の1しか、30年に1回しかいっておりませんので、どうしても溢れてしまうことになるのではないかと、この辺も含めましてシミュレーションを、まず兵庫でやらせていただこうと考えております。各府県も既に取りかかっているところもあるかもしれませんが、シミュレーションされているようでしたら、それ全体を取りまとめてまたご報

告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（川島隆二） 安井委員。

○安井委員 非常に心強いご答弁いただきましても、まずいつぐらいまでにそれができ上がってくるのか、それと、ここは関西広域全体の協議の場でありますので、いち、兵庫県だけということではないことはわかっておきながら、非常に区民、市民は、そのことについて知りたがっております。そういう意味では、今回の件では非常に私たちに多くのことを考えさせる、多くのことを研究させる機会を逆に得たのではないかと思いますので、できるだけ早くそういったシミュレーションを出していただければありがたいと。地域的で悪いのですぐ終わりますが、今、連合長がおっしゃった六甲山に対しては、兵庫県、それから市、国、合わせ名物と言われほどの砂防ダムをつくって100年の間一生懸命やった。そういう結果かなり連合長がおっしゃった。六甲山から南のほうの河川は守られていっているのではないか、これは行政の力が、非常に大きな力を示す地域をつくってきたなという気がいたしておるんですが、しかし、これだけの規模になってくると果たしてどうなのかということは議員の立場からしても非常に大きな関心があります。それと同時に、この規模で、これは災害の場合は地域をまたがっていきますので、どこが中心になっていくかということもあるわけでありますが、例えば拠点地域に指令所を置く拠点がどこであるのかということもしっかりと考えておかねばならない、前の貝原さんは、宝塚が一番そういう意味では指令地としてはいいだろうと言っておりましたが、私は宝塚よりか三木の防災公園あたりが本当が一番、近畿全体を見回しても安全で、しかも装備がそろったところではないかと思っておりますが、その2点について再度お願いします。

○委員長（川島隆二） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 今回の災害で一番大きな反省は何かと、物理的に河川を強化したとしても、それを超える自然の力の大きさというものを、やはり前提にしておかなくてはならないということが一つと、それからよく千曲川の破堤に伴います浸水区域がハザードマップの浸水エリアと全く重なっているということを報道されておられますけれども、そのように物理的な対策だけではなくて、命を守るためには逃げるということを、どのようにしっかりと、被災を受ける可能性のある方々が行動に結びつけていただくか、この点が非常に重要な点になっているのではないかと、このように考えております。そういう意味でまた兵庫県の例を言って恐縮でございますが、マイ避難カードというのを個人の方々に、いざというときはどういう経路で、どこにいつのタイミングで逃げるのかということ整理したカードを常に持ち歩こうという運動を行ってきておりますが、このようなマイ避難カードというのを家族全体で話し合っつけておくというようなことも不可欠になってくるのではないかと、このように思っております。

それと、もう一つは私、「河川については六甲山南側100分の1です」と申し上げましたが、土砂災害がどれだけの危険で迫ってくるのかということが、なかなか予測がつかえません。そのような意味で河川対策と土砂災害対策ということ、やはりしっかりとやっておく必要があるのではないかと考えております。土砂災害につきましては降雨量によりまして、災害危険地域に指定がありますので、それを中心にしてできるだけ即時的な対策で、対策というか即時的な危険度を事前に想定して、避難勧告、避難を指示をするというような対応も避難のシステムに取り組んでいくべきだと考えております。昨年7月の豪雨の

ときには、神戸市は神戸市消防局、皆さんが危険な中わざわざ行かれて、危険地域の方々については避難指示を出されて事なきを得たということもございますので、そういうきめの細かい対応も考えていく必要がある。そのように思っております。そのような意味でシミュレーションがベースですけれども、それに基づいたいろいろな派生的対策をしっかりと総合的にやっていきたいと考えております。広域連合では、そういういわば一種の点検リストですね。点検項目、点検リストというようなものを各府県共有化して、点検作業していただいて今後に備えるというようなことができればと、今考えている部分でございます。

○委員長（川島隆二） 他にございますか。

中村委員。

○中村委員 京都市、中村三之助でございます。

この広域防災の必要性とか、関西で、今まで連合として大きく、特に災害的なところの応援体制とかいう部分について、それぞれの自治体の職員が集まってですね。カウンターパート方式に則った形での支援体制、これ頑張っ、いろいろプログラムをつくりやってきました。承知しているところ、今後ともそういう意味では応援・受援の体制の要綱は、更にいいものに進化していくと思うんですけれども、そこで私がお尋ねしたいのは、そういう中であって、例えば、それぞれの自治体において、防災・減災プランというのは、どこともが取り組んでおられるはず。ハザードマップもどこともきつとつくっておられるはず。いろんな形で、それぞれの府県市の中での防災・減災については、きつと議員の皆さんも議論をし、関係局がいろんな形でそれぞれの自治体でいいものをこさえて、またいろんないいプログラムをつくったりとかしていると思うんですけれども、そういう中であって、先ほど具体的にマイ避難カードをつくっておられるとかいう話も出ましたけれども、例えば京都市でしたらですね。我が家の防災行動シール、要は水害のときどのように行動したらいいか、また、地震のときどのように行動していったらいいか。また土砂災害のときどのように行動をしていったらいいかですね。こういったものが、要は家の冷蔵庫のところに張っておくとか、玄関に張っておくという。そういうシールをつくったんですね。それはもう全戸配付してですね、それぞれの各町内の防災部長を通して、それぞれで、町内で避難するところはどこやと。次の避難所はどこやというのが書けるようになって、個々の市民に周知徹底できるようにやったり、取り組んできているという。手前味噌かもしれませんが、そういうようなある意味で、今後、何か起こったが、起こったときの予防としてこうやっていると。それぞれの自治体においても、いろんな形で、いろんなアイデアを出して、知恵を出してですね、取組がされているのではないかと。そういう中で、広域連合である中でほしいのは、こういった広域連合がそれぞれ寄って、こういった地域の防災、また減災にかかわる4つのプランとして、政策としてこんなことを考えた。またこんなことを提案してつくったとか、いわば世間に、構成府県市の県民市民に見えるような形で発信をしていただけるような、そういった取組をぜひして欲しいと。どこまでその関係の職員が集まってそういった話をしてはるのかわかりませんが、それぞれの担当の方は自分のところのいいところの話をしにくいのかもしらんけれども、大いに出しあっていただいて、そしていいところ取りしてですね、そしていいものを連合として、作成して発信するという、こういう姿勢を今後もぜひもっていただいて、それで我々に形あるものとして示してほしいと、こういうことを思うんですけれども、

ちょっとご所見を願いたいなと思うんですけれども。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 先ほど説明いたしました、風水害対策編もそうなのでありますけれども、防災・減災プランであります、横長に、マトリックスにしておりまして、横長に各関係機関、県とか、市長とか、国とかというような、それから例えば整備局ですとか、そういう関係機関を横に並べまして、あと課題ごとに縦に並べて、どの段階でどういことをやるかという分担表をつくらせていただいております。この分担表に基づいて、それぞれの関係機関は活動しようということが一覧ですぐに見えるように、このプランではしております。それと併せて、タイムラインと言いまして発災前に行わなくてはならないこと、そして発災後に順次時間経過とともに行わなくてはならないことを、これも作業順に行程表としてつくらせていただいております。これを参考にさせていただいて具体の実践は各府県、各市町になりますので、具体の実践を、各府県の防災計画をチェックしていただく、こういう形で相互の意見交換をしながら防災力を高めるというやり方を重ねてきておりますので、議員おっしゃっておられるような、相互に提案をしながら、相互に実行に移していく、プラン的な対応にはなっております。ただ、具体のときどこまでそれがしっかりと発揮されるかどうか、これは年に1回ではありますが、主として図上プランではありますけれども、大きな災害が起こったということを前提にしながら、本部の行動と各府県の行動等を突き合わせる。そういう図上訓練をやらせていただいております。そのような意味で、一応の錬磨をさせていただいておりますが、更なる努力を積み重ねていくことが重要だと、このように認識しておりますので、今後ともご指摘をお願い申し上げたいと思います。

○委員長（川島隆二） 中村委員。

○中村委員 わかりました。ただ、私の思いは、要は一つは関西広域連合というものの取組が成果を挙げているというところが、市民なり、区民、府民に知らしめられるようなものであってほしいと思うがゆえに、これらは関西広域連合で練って、作成されたとか、発信されてこうやって進化してきたものですよというのが、言えるものがあつたりとかです、そういうようなところが欲しいという思いがあるんですね。それを自治体でみんな当然やってはる。これは変な話、関西広域連合が無くっても全部やっているわけです、みんなですね、それぞれの自治体で、当然のこととして、当たり前のことやっているわけです。けれども、その中でやっているのだけでもきっとそれぞれの自治体で物凄い特色あるとか、知恵を出したものとか、いいものが、いろいろ考えたものがあつたり。また、そういった一つの生活とか、先ほどの地図みたいな、そういったものはしているのだろうと思うんですよ。そういうものがどんどん惜しみなく、知恵をみんなを出して、それで関西そのものがレベルアップしていくこと。これでないといけないわけですから、そういう意識なり、姿勢をもって取り組んでほしいと。こういう思いをもっているものですから言わせていただいたと。その辺もお汲みいただいて、一つ、引き続きのお取組をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川島隆二） 井戸広域連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 各府県市で取り組んでいただいております、ユニークな対策、これはできるだけ関西広域連合のメンバーの共有財産にしていく必要があります。例

えば、京都市が京都駅近くに外国人も含めた一時避難所を整備されておられます。ここまで思い切った対策をされているのは今のところ、京都が先頭を走られていると思うのですが、これらの情報などは共有化して、取組をどこまでできるかというのは、また別の問題だとは思いますが、そういう取組がなされているんだということを十分共有情報にして、そして今後備えていく、こういう基本姿勢が必要だと。以前ですと、そういう情報はそれぞれの府県なり、市が学びに行かないといけなかった。あるいは自然には入ってこなかった。ところが今は関西広域連合でそのような、ユニークな情報は共有情報として、みんなが自分のものにできるわけであり、仕組みとしてできるわけでありますので、そのような仕組みも活用しながら安全度を高める努力を重ねてきて、このように考えております。

中村議員のご指摘の点は全く私も賛成でございます。どうぞよろしくお願いたします。
○委員長（川島隆二） ほかにございますか。

西村委員。

○西村委員 私から2点ほど今回の大きな災害について感じたことがあるんですけど、政府も国土強靱化、安心安全なまちということで、ずっとこの5年も6年もうたわれとるわけなんですけれども、今回の特徴で、いわゆる河川の本流ね。本流の千曲川でもかなり何カ所か決壊したわけなんですけれども、本流というのは、この支流が流れてきてだんだん、いわゆる流量が多くなってきとるわけなんです。そこで今回特徴は、その本流と支流がこう流れてきた。ここに必ず導流堤というのがあるわけで、今、普通の、少々の洪水であれば本流に流れてきて、この勢いでこの支流の水も流れる合流するということね。だから今回はこの導流堤はもうかなり上流まで水に浸されてしまっていて、それはなぜかと言いますと、この本流が下に、海岸に向けて流れるように逆上しとるのが大きかった。だからこの支流の決壊もかなり出てきとるんです。この今の導流堤というのは大体100メートル前後ぐらいが多いんですよ。実際にはもっと150、200メートルとか。それと導流堤というのは、基本的に考え方が、いわゆるこの水がこっち、この水がこっちへきてもいいというような考え方も一部あるから、低いんです。かなり低い。本流の堤防はかなり一番強い。その次、支流は水も雨も少ないということでやっぱり堤防が貧弱やね。そこに今度流れてきたのが導流堤を越して、いわゆる水が逆流したと。そして支流でも結構小さな川で氾濫が起きたというのが一つある。だから、今後この導流堤を専門家に研究していただきたいというのが一つ。

それともう一点、東京で、いわゆるビルの地下、ビルの地下に遊水池が東京で民間のビルの地下に2カ所ですね。その1カ所が、大体甲子園の6、7倍の水を貯めとる。それは民間2カ所やっておる東京で、日本初めてなんでね。これは国のかなりの補助金も出てるんです。国の補助金、民間の事業やけれども国の補助金も相当出てるんです。だけどそれを使って地下水槽をつくってるのは日本で2カ所しかない。これはせつかくの補助金制度もあるわけで、これも今後の一つの大きな課題と思うんです。そこで、公共の建物、今、大都市何かは特にそうですけれども、いわゆる必ず地下駐車場がありますね。あります。それが50センチ、1メートルやったら地下に流れこまないように土のう積んだりとかしてはると思うんですけど、それが2メートル、3メートルになったらもう当然地下へも流れてはります。ということはこの今言うた、この国の補助金の問題と、地下遊水池ですね。そ

れと同じ理屈になるんじゃないかなと。だから、ちょっと早い目に浸かったらいかんような地下の車だけどっかへ移動して、その公共の地下を遊水池にするという方法もあるんじゃないかなというふうに、今回の災害を新聞、テレビ等々で見ますと、そういう感じを受けたので、ぜひ一回検討していただければありがたいなと思います。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） まず、本流と支流との関係で、導流堤ですけれども、導流堤が整備されている河川が、実際問題は少ないんですね。まだ少ない、例えば私ども平成16年台風23号で、兵庫県中水浸しになるような大規模な災害を受けましたが、円山川に稲葉川という支流がありまして、その稲葉川の支流に導流堤100メートル弱ぐらいのあったんですが、全然気付かずに逆流して氾濫を起こしました。従いまして、その後700メートルの導流堤を川に沿ってつくりまして、横、垂直に当てるとはね返されて流れないんですね。ですから川に沿って整備をして、今は十分機能しております。そういう意味で導流堤の設置の状況などについても、今後チェックをしていって改良する余地があるところは直していくというような努力が、やはり必要になるのではないかと、このように考えております。

併せまして、川の河川改修というのは下流から上流へというのが一般的です。そうすると上流はいつまでも改修されない。いつも水に浸かっちゃうということになりかねませんので、これは平成21年の佐用を中心とした台風9号の水害に学びまして、下流の能力いっぱいまで、中流も上流も河川の低堤を直そうということをやらせていただきました。そのような意味で去年の7月豪雨は、これ千種川というところですが、全く当時に比べると1.5メートルぐらい水位が低かったというような状況になっております。そのような意味でやれることはしっかりやっていくという努力は必要なのではないかと。ただ、先ほども言いましたように、それだけに頼ってはいけないということだろうと思います。

もう一つ、西村先生から大変ユニークなアイデアをいただきました。駐車場を調整池として活用したらどうかと、これは少し勉強させていただきたいと思います。今日の朝もテレビで見たのでありますけれども、首都圏の環状に沿いまして7つほどの大きな貯水池を、地下貯水池をつくっております、それに順番に水を流しながら最後にポンプで排水をするという、そういう仕掛けをつくられておられて、だいぶ洪水を防止したようでございます。現に京都府は京都市内に、宇治川かな、大変大きな地下貯水池兼排水路をつくられておられまして、もう既に何とか流、何とかどん流って私も見せていただいたんですが、機能されておられます。特に都市部においてはこのような下水の機能が時間雨量で50ミリ超えますと溢れますので、その下水の機能を保管するような機能をどうやって持たせるかという意味ではご指摘の地下貯水路、貯水池、非常に機能を果たしますので、その辺につきましても、これから十分に取り入れていく必要があるのではないかと。ただ、いずれにしましても全て大変お金がかかります。大変お金がかかる。ですから、こういう防災投資に対してどのように考えていくのかということ是非常に重要なんじゃないかと思っております。

今回、去年の補正、今年の当初、来年と3カ年で、国土強靱化防災・減災対策3カ年事業というのは別枠で、公共事業の別枠で取り込まれましたけれども、この発想は非常に、我々にとっても心強い発想でありますので、3年で終わるんじゃなくて、規模も7兆円じ

やなくてですね。もっとしっかり継続して取り組んでいただくように我々も、広域連合としても、各府県も、政府に対して要請をしているものでございます。よろしく応援をいただきましたら幸いです。

○委員長（川島隆二） 西村委員。

○西村委員 大阪府の大和川に沿って大阪市側ですけれども、地下30メートルぐらいで、7メートルか、8メートルぐらいの、いわゆる空洞、かなりの距離つくってますね。あるいはまた26号線でちょうど私ところの堺の事務所がその近くまでですね。やっぱり同じような公共の7、8メートルの直径のですね。それが何キロに渡って、いわゆるその大雨降ったときに一時そこで貯めるということなんですけど、それはあちこちで特に大きな市はやっていってるんですけど、民間の地下をね。これ役所の地下も含めて考えられへんかなということで、これは結論要りませんので、今後の一つの研究課題としていただければありがたいなど。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 横浜の青葉区という区役所がありますが、青葉区の区役所の地下は地下貯水槽になっております。なぜ知っているかと言いますと、私、地方債課長やっていたときに、建設費を平米で割り戻したらべらぼうに高いんですね。こんな高い建物、しかも区役所に何でこんなに建てるだと博物館と同じだと、美術館と同じだと言って説明をわざわざ呼んで聞いたんです。そしたら高かったのはその貯水槽でございました。というようなことはいろんな形では工夫は積み重ねてはいるんですが、もう少し体系的に、しかも計画的に、しかもボリュームがあるものを整備していく必要があるのではないかと、このように心得てます。

○委員長（川島隆二） 他にもございますか。

和田委員。

○和田委員 今、水の話が非常に多かったんですけども、私ちょっと気になっているのは電気なんです。先だつての千葉で大規模停電が続きましたけれども、法的ないろんなハードルとかあると思うんですけども、広域的にね。特に関西の場合は関電との協力をしながら、いろんなハードルを超えて送電の確保をするという課題があると思うんですが、これに広域連合として何か取り組んでいるのか、今後どう取り組むのかというのを聞きたいのと、もう一つ、また水に戻るですが、今回の多くの水害は基本的には緊急放流という側面もある部分あったと思うんですね、ダムの。それは一県一府だけで済む話ではなくて、広域的にいろんな形で協力しながら緊急放流をいつの時点でし、それを周知していくか、あるいは前もってどういうふうに準備をしていくかということもあると思うんですが、そこら辺についてご所見をお伺いしたいのですけれども。

○委員長（川島隆二） 早金広域防災局長。

○広域防災局長（早金 孝） まず、一点のその電力の問題でございますが、昨年、台風21号の際に関西が随分停電で支障をきたしました。特にあの場合は、その兵庫の神戸市の上空を台風が通過した関係で、その東側、大阪府、和歌山県、奈良県、こういったところが中心に、兵庫でも阪神間が結構停電で支障をきたしたという状況でございました。その復旧が遅れたということで、住民の皆さん方の不満が電力会社だけではなくて、その問い合わせを自治体のほうにかけられるということが殺到した関係で、ある自治体では、そ

の災害対応業務をしなければならない職員がその問い合わせに追われて、その災害業務にも支障が出たという間接的な影響も受けたと聞いております。その際にグッドプラクティスとして後ほど報告を受けた例が、和歌山県さんが関西電力の復旧作業を自治体が協力してほしいという申し出を受けて、本来自治体が道路啓開だけではなくて、その他の地域、場所における倒壊した家屋、倒木等によって電力が切断されているような部分についての復旧作業にも協力されたというようなことを、協定を締結して実施したというようなことを、仁坂知事のほうからご紹介があったことを受けまして、関西広域連合としてもそういうようないいことがあるんだったら関西全体で取り組んでみてはどうかということで、今、関西電力さんと、あるいはそのライフラインという意味でいくと、NTT西日本さんなども含めまして協定をして、そういった自治体の協力と連携を深めることによって、復旧の早期解決に向けた取組を進めてみようかということ、今、調整をしているところでございます。

もう一点の、その事前放流の問題につきましては、これにつきましても昨年度は豪雨災害等で、さまざまな形で特に愛媛県などではそれをきっかけにお亡くなりになられたというような事象も報じられているところですが、委員おっしゃっていただいたように、事前対策をどこまでにするか、それは要は管理者のほうで、治水の部分にどれだけ注意力というか、意を用いるかという部分もあると思うんですけれども、先ほど申し上げたように気象関係というのは、事前にある程度情報、昨今、割と精緻な情報が入りますので、台風の進路等を見込んだ上で、予め放流しておくということで、その貯水量を増やすという対策もあるのではないかなということ。これは関西広域連合だけで取り組めるものではありませんけれども、自治体の理解、あるいはその管理者の理解を得ながら進めていきたいと思っています。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 今のダムの運用基準ですが、昨年の宇和島の肱川の洪水が上流のダムの緊急放水によって起こって、人命まで失われたということもありましたので、今年度、運用基準が見直されまして、事前放水をできるだけ河川の流量を確認しながら行うことを前提にされたダムの運営管理に変えられたはずでございます。従いまして今回は、緊急放流を近畿圏含めまして、行われてはなかったんです。そこまでいかなかったという状況だったのではないかと考えております。ただ、昨年場合は私共のダムも、3つほど入ってくる分だけで放流させるという、緊急放流ただし書き方式を適応するダムの管理運営が行われました。これは現実の運用の問題ですが、もう一つは治水力を上げるために神戸市さんと相談させていただきまして、神戸市さんの水道ダムがあるんです。千刈ダムという、その上水のダムのうち100万立米を治水に活用させていただくということで、100万立米事前に流さなきゃいけないとなりますと、結構大きな余水吐がいますが、それをつくる工事と、もしかして雨が後で降らなくて、100万立米穴が空いちゃうということになった場合に水の確保どうするのかということがありますので、県水を卸売事業やっていますので、その卸売の水を神戸市水道に流す、管の結合工事を今やらせていただいております。あと3年ほど経ちますと、現実の運用はできるということになりますので、既存ダムをどのように治水に活用するかということも、これからの大きな課題という意味の一つなのではないか、このように心得ております。

○委員長（川島隆二） 和田委員。

○和田委員 せっかく広域連合があるわけなので、そのノウハウとか、情報とかを、できるだけ関西広域連合の中で共有をして、司令塔となって進めていただけるようお願いをして、特に電気、何度も言いますが、今の時代これがやられると社会はダウンしてしまうというのが非常によくわかりましたので、何しろ家のトイレすら流れなくなりますから、水がきてもピッとボタン押して、レバーを回すんでなくしてトイレ流れてますから、電気来なくなったら世の中はダウンするという、如実に私思いましたので、ぜひとも電気のこともしっかりお願いします。

以上です。

○委員長（川島隆二） 西村委員。

○西村委員 ダムの放水の権限の問題なんですけどね。この間新聞か、テレビか、何かで見てましたら、いわゆる30%が国の権限やと、水の30%流すも流さんも、その次は30%、残りの30%が都道府県の権限があると、ということは国がそこまでは関知できないと、水の量のね。あと農業用水、農業とか、市町村が約3割ぐらいもってる、だからそのダムのいつのどの時点で放流するか、止めるかとかいう全体の権限を、これ国と都道府県が一つにしてしまえば60%まで、そこの管理している事務所で動かせると、これは法律の問題やから法律改正せんことにはできないんですけど、そういうことをこの間メディアで説明されてて、だから関西広域として特区制度でそういうの設けないんですかね。権限を、もうそんだけ60%の権限は関西広域としては特区制度をつくるんやと、そんなんはどうなんですか。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） ダムの管理は、ダムの管理者ごとに運用しているというのが基本です。したがって大抵国営の大きなダムは水資源公団、今で言う水資源機構が管理をされておられます。それから都道府県営のダムは、都道府県が管理をしております。そのボリュームが、西村委員がご指摘の3、3ということなのではないかと思われまます。ただ、基本的なダムの管理のあり方は国交省が基準を示されておられて、その基準が、従来なかなかピーク時にしか放水できないような基準だったのを、少し弾力的に、今年から見直されたということをお知らせをさせていただきました。あと、ため池などを活用ということも非常に重要な課題です。これは兵庫の例ですけれども、特に淡路島などは、ため池2万個もありますので、台風の前にため池の水を流して、そして調整機能を果たすというようなことを現に実行させていただいております。先ほどもちょっと触れましたように既存のダムをどのように組み合わせながら活用していくかということも非常に重要だと思います。

なお、去年の7月豪雨の際は、国交省の近畿地方整備局が中心となりまして淀川水系の7つのダムをフルに活用していただきまして、下流部が水害にならないようなダム運用を現に行われてましたので、そのことはご報告をさせていただきたいと思っております。

近畿の場合は、近畿というか淀川水系の場合は何と言っても琵琶湖ですので、琵琶湖の機能は大変なものです。従いまして、近畿の場合には飲み水も治水も、相当程度琵琶湖もってる。従いまして琵琶湖に感謝するということが基本になるのかなと、私どもは思っております。

○委員長（川島隆二） 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。琵琶湖に感謝ということですが、滋賀県の山本です。

皆さんに認識を共有していただきたいんですが、滋賀県は、実は琵琶湖を真ん中にして周囲を山に囲まれております。この琵琶湖というのは、その周囲から500本に及ぶ川から水が入ってきます。それが出ていくのはたった1カ所です。その1カ所を近畿地方整備局が南郷洗堰という堰を設けて、開閉の権限を持っております。ですから何かあったときに下流域、我々滋賀県としては、「上流は下流域のことを思い」というのが合い言葉でもあるかのように、いろんな議論をしてきてるわけですが、実際その開閉に至る権限というのは国に委ねられております。普通のダムとは違います。この琵琶湖がこの大きな豪雨によって止められたときに、先ほどお話ありましたバックウォーターという現象ですね。止めることによってこの河川の水が流れることができない、破堤がしてくる、そういったこともあります。それから連合長が言われました、下流域の整備が進まないと上流できない、我々のところでは治水安全度が1/30、1/10というのが当たり前のようにして残っております。下流域では1/200、1/100が工事が進んでいかないとそれができない、その我々の滋賀県としては、今までその河川整備の計画に則って順次進んできてる。そのことによって良かったんですけど、ここ数年の、この温暖化の影響によっての気候変動で、全く台風の大きさが変わってきたり、豪雨の仕組みが変わって、我々のところでも、昨年も過去最大の風速があったり、あるいは豪雨の、とんでもない降り方をして、警報が出ました。特別警報出ました。そういったことがあったときにこのまま、この河川整備計画のままでいいんだろうとか、それから開閉を国任せの権限だけでいいんだろうとか、あるいは、この関西広域連合という議論の場がある中で上流、下流域のそれぞれの立場、あるいは事情を突き合わせた上で、これからの対応を考えていかなきゃならないんじゃないかというほどの、想定を超える変化が今あると思います。この台風19号もそうでしたが、我々が全く想像だにできなかったような数で、広範囲で破堤が起こっておりますし、それ以上に先ほどもありました停電、大規模停電もありましたし、そういったときの対応がこの中に果たして想定されていることが、漏れてることがあるんじゃないかとか、そして何より滋賀県が今一番考えているのは、これは流域治水条例というのを滋賀県はつくっているんですけども、何よりも命を、まず県民の命を守ることを考えようということで、この県民の命を守るためにはどうすべきかという、全国ではハザードマップという言い方がありますが、このハザードマップが各自治体任せになっている。工夫されてより良いものになっていると意味ではいいんですが、果たしてこれ実効性ちゃんと本当にあるのか、今回あるということが言われていますので、いいんですけど、やっぱりこれからの想定を超える未知との気候変動に対して、このハザードマップをしっかりとつくるということと、それをいかに啓発するか、そして皆さんに知っていただくということが非常に重要になってくるんじゃないかと思います。すみません。ちょっと滋賀県の昨日は緊急放流というダムのことありましたが、滋賀県では緊急閉鎖ということになりますので、琵琶湖の出口を、そういったことを皆さんにも認識を共有していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（川島隆二） 井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 5年ほど前でしたでしょうか。洗堰を閉鎖して、下流域を守ったことが、久方ぶりでしたがございました。そのときに500本の川が原因なのか、洗堰を閉めたのが原因なのかというような議論もあったのでありますが、試算をしてみると洗堰の影響は15センチぐらいで、その程度だとすると閉鎖に伴う浸水ということはずほとんど見らなかったというような結論にはなったんですが、その後、やっぱり淀川水系は非常に関西全域に渡る問題ですので、淀川水系の管理ということは今、議員ご指摘のような国任せでいいのかということも含めて、国と地方とが一つの管理主体をつくるというようなことまで念頭に置いた検討をしたらどうかということで、淀川水系の勉強会を、ここ3年ほど続けてきております。その結論が今年中に出てくるわけですが、なかなかドラスティックな結論にはなりにくいかもしれませんが、やはり総合防災という観点で山の管理などを含めた、できるだけ水の流出を抑制するというようなことも含めた対策とか、あるいはいざというときにもう少し保険をうまく使えないかというような保険数理の対策ですとか、それから淀川全体を管理するような機構を、つくるということについても検討がなされております。そのような意味で、直ちにダイレクトな回答になるかどうかはともかくとして、問題点を整理した上で、更に今後につないでいく、そのような努力を広域連合としてもやらせていただいているということ、中間的にご報告をさせていただきたいと思っております。

合わせまして、ハザードマップ、マップについては今回非常に大きなもの、教訓を与えてくれたんじゃないかと思っております。皆さんほとんど絵空事だと思ってご覧になられた市民の方が多かったのではないかと思うんですが、それが現実に千曲川の破堤などで、まさにそのとおりだと、あれもそうだったんですね。去年の倉敷市の真備町もハザードマップどおりに浸かったんです。注目はハザードマップの浸水エリアにみんな注目するんですが、もう一つハザードマップは浸水度も予測しているんです。浸水度で例えば1メートルになるようなところは大変危険になるわけですよ。30センチぐらいのところだとまだ人が動ける、それ以上になるともう歩くことは困難だと言われております。ですからエリアと浸水度合い、これを両面注目していただいて自分の地域の危険度を理解した上で対応していただくということが、これから非常に避難行動の前提として必要になってくるのではないかと、十分に啓発をさせていただきたいと思っております。

○委員長（川島隆二） 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。滋賀県では、その先ほど言いました流域治水条例で、例えば3メートルの想定浸水があるところでは、2階建て以上、いわゆる平家建ての建築は認めないとか、あるいはかさ上げをすとか、避難場所はそれ以上に上げるとか、そういったことが条例化しております。また、そういった先ほど申しましたことを皆さんと一緒に、ぜひこの関西広域連合で議論していただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（川島隆二） 他にございますでしょうか。よろしいですか。

議論も意見もないようでありますので、本件についてはこれで終わります。

次に、「関西防災・減災プラン（地震・津波災害対策編及び風水害対策編）の改訂について」を議題といたします。

本件につきましては、3月定例会において提案が予定されておりますので、本日は中間

案の内容についてお聞きするものです。

それでは、早金広域防災局長から説明をお願いいたします。

○広域防災局長（早金 孝） それでは、資料の2をご覧ください。関西防災・減災プラン改訂についてご説明をいたします。

この度の改訂を予定しております関西防災・減災プランにつきましては、先ほども少しご紹介いたしました。地震・津波災害対策編、これは平成29年11月に一度改訂しております。もう一つは風水害対策編、これは平成26年の6月に策定をしたもの、これら2本をこの度改訂しようとするものでございます。改訂の基本的な考え方につきましては、一つは、近年の災害を踏まえまして被災府県等が実施した検証結果等を反映すること、もう一つは現行プラン策定以降に、例えば災害対策関係基本法例の改正案、あるいは国の防災基本計画の改正の内容などを反映させること、3つには、これまでの、この広域連合の取組、その成果などを踏まえて改訂をいたします。

次に、これまでの改訂の経緯と改訂スケジュールですが、8月に第1回の防災計画策定委員会を開催して、有識者の方々からご意見を聴取いたしまして、9月の21日に広域連合委員会において協議いたしましたところでございます。本委員会終了後、来週の10月24日から11月12日までパブリックコメントを実施いたしまして、その意見を踏まえて最終案を作成し、第2回の防災計画策定委員会にて協議することとしております。その後、令和2年の1月に広域連合委員会で最終案を協議いたしました後、今委員長のほうからご紹介いただきました3月の広域連合議会において提案させていただく予定としております。

次に、次ページ以降に別添のA3資料に基づきまして、改訂の主な内容についてご説明をさせていただきます。ご覧ください。

地震・津波災害対策編、風水害対策編に共通する改訂内容と記載しておりますが、ここからご説明をいたします。一つは、関係機関との連携でございます。昨年度から総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の運用が開始されました。これを踏まえまして総務省や全国自治体会といった広域応援制度の調整主体との平常からの連携を図ります。また、国の防災基本計画の修正を受けまして、②ですが、ボランティアの活動推進として平日から社会福祉協議会やNPO等と意見交換を行う情報共有会議、これの整備・強化を推進すること、また3つに、災害時の保健医療体制の整備として、災害医療コーディネーターの養成を推進する。そのことをプランに盛り込みます。また、④災害廃棄物対策の推進といたしましては、平成27年に災害、廃棄物対策処理法及び災害対策基本法の一部を改正する法律、これを受けまして民間事業者も含む広域連携・協力体制の構築と災害時の廃棄物処理能力の強化を追記いたします。

2つは、関西広域連合の取組成果の反映でございます。一つは、平成28年度から実施しております、緊急物資円滑供給システムの推進につきまして、広域連合において実施している内容をそれぞれのプランに記載修正いたします。また右上のほうですけれども、本年9月に策定いたしました「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」の骨子であります。一斉帰宅の抑制、ターミナル駅周辺等の混乱防止、または帰宅支援と情報提供、更に発災時間帯別に取りべき行動などが企業等の計画に盛り込まれるように促進することについてプランに明記いたします。

3の地震・津波災害対策編の改訂内容につきましてですけれども、これは南海トラフ地

震に関する記載内容の充実としています。現行のプランにおきましては、南海トラフ全体が動いて発生する場合の対応を基本としておりますが、平成31年の3月に内閣府が発表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえまして、異常な、南海トラフ沿いで異常な現象が発生した、そういった南海トラフ地震の臨時情報が発表された場合の広域連合の対応を整理記載しております。

例えば下の表にありますように、いわゆる半割れケースに該当する異常現象が認められ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際の対応といたしましては、内閣府のガイドラインでは事前避難対象地域の住民の避難、または高齢者等事前避難対象地域の要配慮者の避難を求めています。これに対する広域連合の対応といたしまして、その後発地震に備えまして、広域応援・受援体制の構築をするとともに、避難所等を開設した府県から要請があれば、それに基づく支援等を予定しております。

また、②に防災基盤姿勢の整備促進といたしまして、構成団体における地震防災上重要な施設の整備や多重防護の津波防災地域づくりの推進について追記いたします。

次のページをお願いいたします。

風水害対策編の改訂につきましては、主に近年の風水害を踏まえまして改正された国のガイドラインや計画等を受けて行うものであります。一つは住民避難の実効性の向上でございます。住民主体の防災対策の強化として住民が、自らの命は自らで守る意識の徹底を始めといたしまして、災害リスクに対して取るべき避難行動の周知を改めて明記します。

次に、31年3月に改訂された内閣府の避難勧告等に関するガイドライン、これに基づきまして住民が防災情報を直感的に理解できるよう導入されました、5段階の警戒レベル、これにつきましてプランへ追記します。

また、③の避難勧告等の発令基準案について、市町村が避難勧告等の発令基準や発令対象区域を設定する際の、その留意点を記載するとともに、市町村が行う避難勧告等の発令を支援するために、構成府県が洪水規模別または決壊地点別の浸水想定区域等の情報提供に努めること、このことを記載いたします。その他、地下街・要配慮者利用施設の所有者・管理者等による防災体制の整備につきまして、水防法等の改正に伴って、地下街の所有者等は避難確保・浸水防止計画、これを接続ビル管理者と連携して行うことや、また浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者に避難確保計画の作成と、そして避難訓練の実施、これが義務付けられたことを追記いたします。

2つ目は事前防災の推進です。水防法の改正を踏まえまして、洪水、内水、高潮について想定し得る最大規模の降雨・高潮を前提とした浸水想定区域を指定・公表すること、それに応じまして、そして市町村はハザードマップを作成・改訂しなければならないことを明記いたします。また、洪水によって相当な損害を生じるものとして指定される、洪水予報河川等以外の河川についても、危機管理型水位計の設置や避難判断水位の設定を進めるということも追記いたします。

次、②の事前対応計画、タイムラインの策定については、台風接近に伴う大規模な高潮災害等の発生に備えて広域避難などの他機関連携型タイムラインの策定を推進することを記載いたします。また、中小企業等における防災・減災対策の普及を推進するため、商工会、商工会議所等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を促進することを追記いたします。

3つ目は、関係機関との連携強化でございます。①は、平成29年の水防法の改正を受けまして、洪水予報河川または水位周知河川ごとに組織する大規模氾濫減災協議会と連携いたしまして、洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総括的・一括的に推進することを追記いたします。

②の民間事業者等との連携した浸水対策の推進では、平成27年の下水道法の改正を受けまして、民間事業者との災害時の施設維持修繕協定の締結や、民間の先ほども若干ありましたが、雨水貯留施設を活用した浸水被害の軽減等について記載をいたします。また、洪水浸水想定区域内で浸水拡大抑制の効用があると言われている、例えば輪中堤など、そういったものがある区域を浸水被害軽減地区として指定を促進する旨追記いたしました。

4つ目は、風水害に強い地域づくりのためのハード整備等です。国交省の大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方や、国の防災基本計画の修正を踏まえて、河川、治山、土砂災害について必要なハード整備対策等を整理してプランに記載いたします。

最後には、防災気象情報の改善であります。気象庁が各種防災気象情報を改善したことを反映させてます。例えば危険度分布では土砂災害警戒判定メッシュ情報に続いて、大雨や洪水警報の危険度分布の提供が開始されました。また、大雨特別警報について危険度分布を活用して危険度が極めて高い市町村に絞り込んで発表できるように改善された。そういったことをプランに追記しています。

なお、具体的な改訂内容分野につきまして、今、大枠の改訂内容の骨子のみご紹介いたしました。地震・津波災害対策編の新旧対照表をお手元の資料3-1、または風水害対策編の新旧対照表を資料3-2として添付しておりますし、なかなかご覧いただけませんがプラン改訂の中間案の本文も参考資料として大部ですが、添付させていただいておりますのでご参照ください。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○委員長（川島隆二） それでは質疑に移ります。ご発言があれば、挙手願います。

黒田委員。

○黒田委員 お疲れさまです。ざっと目を通したんですけれども、今回の防災・減災プランの改訂概要、よくいろいろ具体的にできていると思うんですけれども、ただ、私からは先ほど来議論になっております台風19号ですね、今回の。ほんまに今までの状況と多分全く違った大きさとか、規模とか、実情も出ております。そういったことを、その前にこれはつくられたと思うんですけれども、今回の19号、これから策定、決めていくわけですから、踏まえた上での、更に大事な、これが必要だとかいう検討されていくのどうか、それから先ほども出ました停電ですね。電気の問題、民間とのいろんな連携というのでも出てきておりますが、民間企業とか、事業者とか、それからやはり電気の停電が大規模になっている電気自動車との連携とかいうのを、この改訂の中に入れていく必要があるんじゃないかと思ったりするんですけれども、その辺のご見解をお願いしたいと思います。

○委員長（川島隆二） 早金広域防災局長。

○広域防災局長（早金 孝） ご案内のとおり今台風19号に関して、まだ、ただ我々としましては当然にこのプラン冒頭申し上げましたように、随時改訂していくことによって、ブラッシュアップすることによって、その質を高められると考えておりますので、台風19号から得られる経験教訓の中で、関西広域連合として取り入れるべきものは積極的に記載

していきたいと思います。ただ、現時点におきましては、まだ現地調査に取りかかったところですし、全体としての断片的ないろいろな課題みたいなことはマスコミ報道されたりして承知しますが、まだ全体としての総括はできておりませんので、それらを踏まえて対応は検討したいと思います。

また、おっしゃっていただきました。その電力対策につきましても、現下の状態には、とりあえずですけれども、先ほどまだ、その検討調整中であるような広域的な連携のものが具現化した際に、そういったことを書くのか、それを受けて構成団体等で取るべき行動があるということになれば、そのことをどこまで、このプランで書いていくのかということも検討課題になろうかと思いますが、それは明らかになりました段階で具体化させていきたいと思います。もちろん、ですから、改訂する最終的な段階の過程においてそれらが追記できる版があれば、その都度追記していきたいという姿勢であります。

○委員長（川島隆二） 黒田委員。

○黒田委員 確かに、今ご答弁いただきましたように19号の被害とか、全体の検証というのはこれから進んでいくことだと思いますので、それを受けて随時改訂をお願いしたいと思いますし、それから前段でちょっと質問も出ました、あの規模の台風がこっち、それこそ関西広域連合のエリアに来たときにどうなるかシミュレーションも、先ほど連合長からもお話があったように今ずっと経由して、その報告が出てくるということもありますので、そのシミュレーションの報告もまた受けて、まさにその都度、その都度これが現実となるように改訂をしていくということで、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（川島隆二） ほかにございますでしょうか。

和田委員。

○和田委員 この場である意味では聞きにくいことですが、非常に古くて新しい話なんですけれども、南海トラフ地震対策のところ、地震臨時情報が発表された場合という言葉があるんですね。果たして本当にいよいよ「来週地震がきます」とか、「何時間後に地震がきそうです」というようなものが発表されるのでしょうか。あるいはできるのでしょうか。聞いてもそれはお答えしにくし、できないかもわからない、ひょっとすると連合長あたり、いやいやこの制度、実は知ってるんやと、でも、それは行政としては今の時代では言えないから言わないんやというパターンとかあるかもわかりませんが、もしこれ本当に「3日後に地震がきます」と発表になったら、それはもうできないし、上から下への大騒動になるしということなんです、どれぐらいの精度で我々はこれを受けとめたいのでしょうか。

○委員長（川島隆二） 計倉広防災局計画参事。

○広域防災局防災計画参事（計倉浩寿） この臨時情報は、今おっしゃいましたように何日後にくるとか、そういう精度のものではないと思っております。とりあえず何が違うかという、この臨時情報何かと言いますと、半割れとか、一部滑りが起きた場合に、次の本震のくる可能性が通常より著しく高まるということでございます。一つ申し上げれば、いわゆる半割れのケースで、この場合は通常南海トラフ、30年後に70から80%の確率と言われております。それは1週間に直したら1,000回に1回らしいんです。それが、半割れが起こると十数回に1回、100倍の確率が高まる。それを踏まえて一週間は避難を、予備的

に避難をしましょうというような扱いのものでございます。ただ、もう一つ申し上げれば今、実は各府県でいろいろ対応を検討しております。どこまで避難するのか、要配慮者だけでいいのかということもございまして、今回中間案でこういう国の案をベースに掲げさせていただきましたけれども、対応はもう少し細かい対応をどうするか、それを各府県の検討状況を見ながら関西広域連合もどうするかということ、もう少しこの点については詰めたと思います。結論として申し上げまして、何日後に本震がくるということはないと思っております。

○委員長（川島隆二） 安井委員。

○安井委員 今、和田議員がおっしゃったことは非常に大事なことでして、私自身も、実は阪神淡路大震災のときに、現場におり、東京に張りついて本当に一生懸命微力を尽くした一人です。その後、県がつくっていただいた防災センターで語り部のボランティアを続けながらいつも言っているんですが、災害の中で、正直申し上げて地震はやっぱり相当なダメージを与える、この今回の件でも死傷者数でも全然違うわけですから、その中で幾ら私たちの税金を地震学者につぎ込んで、恐らく兆に近いお金をつぎ込んでも1分、2分の予想すらよしない、この台風とかいうようなことについては相当な研究が進んで、その結果かなりの死傷者を、被害を食い止めておくことができる。しかし地震は、やっぱり災害の中で相当な、大きなものであり、予想できないという。学者に何ぼ聞いて、「何ぼあなた方にお金入れたらいいんや」言うても「全く巨大過ぎてできへん」のやって。しかし、月に人間を送る時代にそれができないのか言うてもできない。そういう意味では私自身が関西広域連合で、この防災の中で地震というのは相当な重みを持って検討していかなくてはいけない一つの大きな課題だろうと、私はこの表を見ながら、そしてボランティア重ねながらいつもそう言ってるわけでありまして。兵庫県の前の貝原知事という方が論文を書かれてて、今度南海トラフが起こったら、恐らく世界恐慌が起こる。東京直下型が起これば世界恐慌が起こるというぐらい大きな、人類に影響を与える地震ということについて、やはり我々は南海トラフということについては相当深い、私、広域連合が研究していかないかんことではないかということをおもっていますので、ご提案だけしておきます。

もし何かあればおっしゃっていただいて。

○委員長（川島隆二） はい、どうでしょう。

井戸連合長。

○広域連合長（井戸敏三） 南海トラフの被害予測というのは、既に政府の研究機関が出されていますが、死傷者数が30万とかっていう予測なんですね。一方で、首都直下型は4万8,000なんです。これに比べて、私はいつも首都直下型こそ40万とか、30万で我々のところは逆に10万とかね。本県なんかも、実を言いますと、津波防災対策10カ年計画が完了すると県の死者数において2万8,000が450人になると、こういうふうに試算しているぐらいなんです。従いまして地震の被害想定というのは前提によって全然違ってまいりますので、関西広域連合でもう一回やり直すかというのもないわけではありませんが、相当なお金と労力がかかりますので、今は国の想定を前提にした対応を考えていくということが重要なのではないかと考えています。

その中で、やはり一番課題になりますのは、徳島とか、高知だとか、和歌山だとか、三重とか、津波が直ちにくるとかいうような地域の対応をどのようにしていくのかというの

が非常に大きな課題だろうと思っております。兵庫の瀬戸内の沿岸域、あるいは大阪の淀川に例の遡上、津波の遡上、これらについてはある程度の対応はこれから強化するということができるのではないかと考えているのですが、やっぱり先ほどもちょっと触れましたように、土砂崩壊などがどこに起こるかというのは予測はなかなかつきにくいという点もございます。

そのような意味で、安井議員ご指摘のように、もちろん風水害も、非常に大きな風水害が訪れて、しかもこれは回数が多いものですから、これにはこれに備えないといけません。地震に対する対応というものにつきましても、特に建築基準法の耐震度が基準に入りましたのが、昭和56年なんですけれども、その昭和56年以前の建物対策ばかり今関心をもってやってきているわけでありまして、どうももう一つ基準が強化されましたのは平成元年の基準がありまして、それ以前の建物についても一定の対応が必要だというようなことを言われているんですけれども、これについてはあまり大きな対応が我々もしかねております。そのような意味で津波による死傷者数のほうが大きいのですけれども、地震の建物等の発災に、破壊に伴います被害者をどのように防ぐかという対応も、もう一つの大きな柱として取り組んでいく、今もそのような考え方で計画もつくっているわけでありまして、もっと啓発をしていき取り組んでいく必要があるのではないかと、こんなふうに考えてございます。

○委員長（川島隆二） 安井委員。

○安井委員 よく理解しております、世界的な規模でも一番危ないのがサンフランシスコ、続いてロサンゼルス、それから東京直下型、それからずっと下がって南海トラフ、そういうランクのようでもありますけれども、そういう意味でよく連合長がおっしゃっていることも理解できるのですが、しかし、さりとてやはり私たちの立場というのは、しっかりとこの関西広域連合でそのことについては議論を深めていかななくてはいけないと思っております。

以上です。

○委員長（川島隆二） ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご発言も尽きたようでありまして、本件については、これで終わります。

以上で本日の議題は終了いたしました。この際、ほかにご発言等ございますでしょうか。

ないようでありまして、本件については、これで終わります。

なお、次回の第16回防災医療常任委員会は、来年1月18日土曜日に和歌山県で開催を予定しておりますので、予めご報告いたします。日程等、詳細につきましては、後日、事務局を通じて連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で、防災医療常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時20分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

令和元年11月1日

防災医療常任委員会委員長 川 島 隆 二